

## 第3次東温市総合計画策定支援業務仕様書

### 1 業務の名称

この業務の名称は、「第3次東温市総合計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）とする。

### 2 業務の目的

本市の市政運営の指針となる「第2次東温市総合計画」（以下「現総合計画」という。）及び「第2期東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「現総合戦略」という。）が令和7年度をもって計画期間が終了することから、令和8年度を初年度とする「第3次東温市総合計画」（以下「次期総合計画」という。）及び「第3期東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「次期総合戦略」という。）を一体化した新たな総合計画を策定するとともに、「東温市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）についても次期総合計画の根幹を支える人口ビジョンとして見直しを行う。

次期総合計画及び次期総合戦略の策定にあたっては、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題等の整理など、計画の策定に必要な調査分析や意見集約を行うとともに、計画策定後の進捗確認及び推進を円滑に行う必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

### 4 計画の構成

次期総合計画の構成は、次のとおりとする。

#### (1) 基本構想

めざすまちづくりの「統一将来像」を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示す。目標年次を令和17年度とし、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年計画とする。

#### (2) 基本計画

基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を行政各分野にわたって体系的に示す。急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、前期・後期ごとに見直しを行う。

〔前期基本計画〕 令和8年度から令和12年度までの5年間

〔後期基本計画〕 令和13年度から令和17年度までの5年間

※ 本業務においては、基本構想と前期基本計画を策定するものとし、後期基本計画の作成は含まない。

### (3) 次期総合戦略

次期総合計画においては、基本計画の施策と地方創生に関する施策を関連づけ、次期総合戦略を兼ねるものとして、またデジタル田園都市国家構想総合戦略の内容を踏まえた計画として策定する。

〔総合戦略〕 令和8年度から令和12年度までの5年間

## 5 業務の内容

本業務については、計画の策定目的・内容を理解し、本市の特性・課題を踏まえ、下記の業務を履行し得る十分な体制を整えるとともに、効率性・実効性を有した遂行スケジュール及び執行方法を示した上で実施するものとする。

### 【令和6年度に実施する業務】

#### (1) 基礎調査

市の分野別計画や国・県の中長期的な関連計画など、業務の遂行に必要となる資料を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

#### (2) 現総合計画等の進捗状況の確認

現総合計画の施策毎に達成度を評価するために、各所管課等を対象に調査を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施する。調査結果のとりまとめ、検証等を行い、計画案への反映を行う。

##### ア 現総合計画

現総合計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

##### イ 現総合戦略

現総合戦略の具体的な取り組みの進捗状況やKPI等の達成状況について把握し、それぞれの効果達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

#### (3) 人口ビジョンの検証及び改訂

総合戦略に基づく施策を立案する上で重要な基礎となる人口ビジョンについて、現行の「人口ビジョン」の推計値と実績値の乖離等の分析・検証をした上で、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、推計結果等を踏まえ、本市が目指す人口、地域社会像等の将来展望等を再構築し、計画案への反映を行うとともに、現行の人口ビジョンの改訂案を作成する。

#### (4) アンケート調査の実施及び報告書の作成

計画策定のための基礎資料として、アンケート調査票の作成・調査を実施する。

アンケート調査は、次期総合計画及び次期総合戦略の策定を前提とした設問とし、回収された回答は、入力・集計・分析を経て、結果報告書として取りまとめ、

計画案への反映を行う。

なお、調査の実施にあたっては、回答用のWEBページを用意し、調査票にURL及びQRコード（二次元コード）を記載して、郵送のみだけではなく、WEB回答にも対応できるようにすること。

※ アンケート調査に要する費用（用紙代、印刷代、郵送料及びインターネット調査に要する費用を含む。）は、見積額に含むものとする。

ア アンケート調査の対象者

|   | 対象者                                      | 依頼方法                    | 回収方法                   |
|---|--|-------------------------|------------------------|
| 1 | 16歳以上の市民 [3,000人]                        | 郵送※ <sup>1</sup>        | 郵送※ <sup>2</sup> / WEB |
| 2 | 市立中学校の3年生 [300人程度]                       | 学校配付※ <sup>3</sup>      | WEB                    |
| 3 | 近畿、中国、四国の各地方に在住する<br>20歳以上の登録モニター [500人] | インターネット調査※ <sup>4</sup> |                        |
| 4 | 東温市職員 [350人程度]                           | 庁内イントラ<br>ネット           | WEB                    |

※1 依頼文、調査票及び発送用・返信用封筒を印刷し、封入封緘作業を行う。  
また、市が対象者を抽出し作成した宛名ラベルを貼付する。

※2 回収先は「東温市企画政策課企画政策係 宛」とし、回収した調査票の料金受取人払いの手続きは受注者が行う。回収した調査票は市から受注者へ送付する。

※3 依頼文及び調査票を印刷し、学校を通じて配布する。

※4 ネットリサーチサービスを利用するなどして調査を行う。

イ 集計結果の分析、調査報告書の作成

- ・ 回収アンケートの入力、自由記述回答部分の整理を行う。
- ・ 単純集計・クロス集計を実施する。
- ・ アンケート結果の分析を行う。

(5) 市民参画に関する運営支援

ア ワークショップの実施

市民参画の一環として、基本構想で設定するまちの将来像を市民とともに考えるため、ワークショップ（4回程度）等を実施し、計画案への反映を行う。実施に際しては、企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等を行うこと。

イ 市内各種団体意向調査の実施支援

本市における諸活動を支えている各種団体にヒアリング等（3回程度）を実施し、計画案への反映を行う。実施に際しては、企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等を行うこと。

(6) トップインタビューに関すること

市長に対し、本市の特性や課題、まちづくりの方向性等についての話を聞き、今後の施策検討の基礎資料とする。

(7) 検討組織等の運営支援

各会議の開催にあたり、会議運営の提案、資料作成、会議出席、会議録作成等の支援を行う。

ア 総合計画審議会（庁外）（1回程度想定）

イ 策定委員会（庁内）（1回程度想定）

ウ 策定部会（庁内）（1回程度想定）

(8) 基本構想及び基本計画の策定支援

上記（1）から（7）の実施結果等を踏まえるととも、他の計画との整合性等を考慮しながら、次期総合計画における基本構想及び基本計画の骨子案及び素案を作成する。

(9) 事務局支援

ア 各種事務、会議実施等における適切な助言、アドバイスによる運営支援を行うこと

イ その他、円滑な業務進行のために事務局の運営支援を行うこと

**【令和7年度に実施する業務】**

(1) 基本構想及び基本計画の策定支援

前年度の業務内容等を踏まえ、基本構想案及び基本計画案を作成する。なお、次期総合戦略については、次期総合計画の前期基本計画と一体的に策定することから、総合戦略の全ての要素を盛り込んだ上でまとめること。

(2) 検討組織等の運営支援

各会議の開催にあたり、会議運営の提案、資料作成、会議出席、会議録作成等の支援を行う。

ア 総合計画審議会（庁外）（4回程度想定）

イ 策定委員会（庁内）（4回程度想定）

ウ 策定部会（庁内）（4回程度想定）

(3) 次期総合計画案に係るパブリックコメント実施支援

次期総合計画の基本構想案及び基本計画案について、パブリックコメントを実施するための資料作成、意見の集約、意見への対応案の作成、計画案への反映を行う。

(4) 市議会提出資料の作成支援

市議会に提出するための資料作成（基本構想案、基本計画案）を行う。

(5) 次期総合計画本編・概要版及び人口ビジョンの作成支援

次期総合計画の計画書、概要版及び人口ビジョンを作成する。なお、作成にあたっては、全体の調整を図り、多くの市民が計画の内容を理解できるよう、構成の工夫や写真図表、地図、イラスト等を用いたデザインとすること。また、概要版については、特に写真やイラストが主体となった、より親しみやすいデザイン

とし、誰が見ても理解しやすい表現内容とすること。

ア 次期総合計画本編原案：180ページ程度（表紙、裏表紙含む）

イ 次期総合計画概要版原案：15ページ程度

ウ 人口ビジョン改訂版原案：50ページ程度

(6) 次期総合計画本編・概要版の印刷製本

次期総合計画本編及び概要版の印刷を以下のとおり行う。

【本 編】 A 4 版 300部（両面印刷、フルカラー、マットコート紙）

【概要版】 A 4 版 1,000部（両面印刷、フルカラー、マットコート紙）

※ インクや用紙は環境に配慮したものを使用すること。

6 成果品

次のものを成果品として提出すること

【令和6年度】

- (1) 業務報告書
- (2) 基礎調査に係る報告書
- (3) 現総合計画の進捗状況確認に係る報告書
- (4) 現総合戦略の進捗状況確認に係る報告書
- (5) 人口ビジョンの検証等に係る報告書
- (6) アンケート調査に係る報告書
- (7) 市民参画、トップインタビュー、検討組織等各種会議等の会議録報告書
- (8) 打合せ協議録
- (9) 次期総合計画基本構想案
- (10) その他、市からの求めにより業務遂行上作成した資料

※ 上記成果品は、紙媒体1部及び電子データによる納品とすること。なお、電子データはCD-R等の電子媒体で納品することとし、データ形式は、改定等が容易にできるよう汎用性のあるもの（WordやExcelなど）及びPDFとすること。

【令和7年度】

- (1) 業務報告書
- (2) 検討組織等各種会議等の会議録報告書
- (3) 打合せ協議録
- (4) 人口ビジョン改訂版
- (5) 次期総合計画本編及び次期総合計画概要版の原稿及びホームページ公開用
- (6) 次期総合計画本編及び次期総合計画概要版冊子（本編：300部、概要版：1,000部）
- (7) その他、市からの求めにより業務遂行上作成した資料

※ 上記（1）から（5）及び（7）の成果品については、紙媒体1部及び電子データによる納品とすること。なお、電子データはCD-R等の電子媒体で納品する

こととし、データ形式は、改定等が容易にできるよう汎用性のあるもの（WordやExcelなど）及びPDFとすること。

**【令和6年度・令和7年度共通】**

- (1) 成果品は全て本市に帰属するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）を本市に無償譲渡するものとする。
- (2) 成果品に瑕疵がある場合は、本市は、受託者に対して、受託者の負担においてその瑕疵の修正を請求することができるとともに、本市が当該瑕疵により相当の損害を被った場合は、受託者に対しその損害額の賠償を請求することができるものとする。

7 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報の保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する法令・例規を遵守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。